

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	市民文化部 住民課 作成係 証明コーナー担当	
不利益処分名	自動車臨時運行許可の取消し	
根 拠 法 令	自動車臨時運行許可規則	
根 拠 条 項	第5条	
連 絡 先	(電話 621-5140)	
処 分 基 準	基 準	<p>【自動車臨時運行許可規則】 (許可の取消し)</p> <p>第5条 市長は、臨時運行の許可を受けた者が、許可の範囲を逸脱して、前条の臨時運行許可証及び臨時運行許可番号標を不正使用したとき、又は法令に違反したときは、その許可を取り消すことができる。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定 (令和 6年 1月 17日最終変更)